

山口縣會議事細則

第一章 議場整理

第一條 議員ノ席次ハ籤取ヲ以テ定ムヘシ

第二條 議事中心ハ議員ノ姓名ヲ唱ヘスレテ席次ノ番號ヲ用フヘシ

第三條 議題ノ外議事中心ニ起リタル總テノ事件ハ議長之ヲ處理シ或ハ會議ノ決ヲ採ルヘシ

第四條 議事中心ハ議員私語吸煙其他總テ議事ヲ妨クルノ舉動ヲ爲スナ得ス

第五條 議事中心ハ議員漫リニ議席ヲ退クコトヲ許サス

第六條 議員若シ欠席スルトキハ其事由ヲ議長ニ届出ヘシ

第七條 正副議長共ニ疾病其他ノ事故アリテ缺席スルトキハ年長ノ議員假議長公選ノ手續ヲ爲スベシ

第八條 遲參ノ議員ハ議長ノ許可ヲ得テ議席ニ着クハシ

第九條 議案又ハ報告書ハ議長之ヲ議員ニ頒布スヘシ

第十條 議事ハ議案又ハ報告書配付ノ日ヨリ少クモ一日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但至急ヲ要スルトキハ此

限リニアラス

第十一條 議事ノ終始ハ議長ノ指揮ニ依ルヘシ但號鐘ヲ以テ之ヲ報ス

第十二條 議事ヲ開クトキハ議長書記ナシテ議案ヲ朗讀セシムヘシ但議長ノ意見又ハ議員ノ建議ニ依リ其朗讀ヲ省略スルコトヲ得

第十三條 議事ハ第一讀會第二讀會第三讀會ノ三會ニ區別ス但議長ノ意見又ハ議員ノ建議ニ依リ第一讀會ヲ以テ第二讀會ヲ兼テ若クハ一讀會又ハ二讀會ヲ以テ確定議トナスコトヲ得

第十四條 第一讀會ニ於テハ議題ノ大意ヲ議シ其議題ノ爲メ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

第十五條 第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐條討論議決シ其議案ノ爲メ第三讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ但議決セル條節ノ整理ヲ要スルトキハ之ヲ委員ニ附シ其報告ヲ待テ確定ノ決ヲ探ルモノトス

第十六條 第三讀會ニ於テハ第二讀會ノ議決ヲ以テ議案トナシ全案ニ就テ議決スヘシ

第十七條 議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ建議ニ依リ議案ノ數條ヲ連帶又ハ一條ヲ分別シテ討論議決スルコトヲ得

第十八條 修正說ヲ提出セントスル者ハ議席ニ於テ陳述シ又ハ録シテ文案トナシ之ヲ議長ニ出スコトヲ得但第二讀會及第三讀會ノ外之ヲ提出スルコトヲ得ス

第十九條 修正說ハ第二讀會ニ於テ賛成者ナキモノ及第三讀會ニ於テ五名以上ノ賛成者ナキモノハ之ヲ議題トナスコトヲ得ス

第二十條 修正說ノ否決セルモノハ同讀會ニ於テ之ヲ提出スルコトヲ得スト雖モ論說數派ニ分レ爲メ

ニ議案ト共ニ可決セサル場合ニ當リ委員ニ於テ起草スル修正案ニ限リ其否決シタル說ヲ採用スルモ妨ナシ

第二十一條 第三讀會ハ第二讀會後少クモ一日ヲ隔テ、之ヲ開クヘシ但至急ヲ要スル場合ハ此限リニアラス

第二十二條 議長ハ毎日會議ノ終リニ於テ次會ノ議題ヲ報告シ置クヘシ

第二十三條 已ニ議題報告後議員中ヨリ緊急動議起リタルカ又ハ議長ニ於テ緊急事件ト認ムルコトアルトキハ之ヲ會議ニ諮ヒ議題ノ順序ヲ變更スルコトヲ得

第三章 發言

第二十四條 發言セント欲スル者ハ起立シテ議長ト自己ノ番號トヲ呼ヒ議長其番號ヲ呼ヒ回スヲ待テ發言スヘシ

第二十五條 議員發言中議長ニ於テ無用ノ論說ト認ムルトキハ之ヲ中止シ其理由ヲ陳告スヘシ若シ肯セサルトキハ議長ハ會議ニ諮ヒ之ヲ決ス

第二十六條 議長自ラ發言セント欲スルトキハ副議長ナシテ職務ヲ代理セシノ議員席ニ就クヘシ正副議長共ニ發言セント欲スルトキハ議長ノ意見ヲ以テ議員中ヨリ假議長ヲ選フコトヲ得但此場合ニ於テハ議長ハ當該議題ノ議決後ヲ待テ議長席ニ復スヘシ

第二十七條 總テ討論問答ハ必ス議長ニ向テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條 第三讀會ニ於テハ一議題ニ付キ發言ニ一回ニ超ユルコトヲ得ス

第二十九條 自己ノ發議否決スト雖モ其論旨ヲ存セント欲スル者ハ自ラ文案ヲ作り之ヲ議長ニ出シ山口縣會存議錄ニ登錄スルコトヲ得

第四章 表決

第三十條 出席議員ハ可否ノ數ニ入ラサルコトヲ得ス

第三十一條 可否ヲ決スルノ法ハ起立投票ノ二種トシ議長便宜之ヲ用ユヘシ

第三十二條 修正案ハ先^{トキ}チテ可否ヲ決スヘシ其數ニ議題以上ノトキハ主意ノ最モ原案ニ異ナルモノ

ヲ先ニス其前後ニ論アルトキハ總テ修正案採決ニ先^{トキ}チテ議長之ヲ決シ或ハ會議ノ決ヲ採ルヘシ

第三十三條 議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ建議ニ依リ議題ヲ分合シ又ハ條項ノ順序ニ拘ラスシテ

議決セントスルトキハ議長之ヲ決シ或ハ會議ノ決ヲ採ルヘシ

第三十四條 辯論未タ終ラスト雖モ議長ニ於テ論旨既ニ盡キタリト認ムルトキハ之ヲ會議ニ諮テ其議

題ノ決ヲ採ルコトヲ得

第三十五條 可否ノ數ハ書記之ヲ點檢シ其決定ハ議長之ヲ報告ス

第五章 小會議

第三十六條 小會議ハ議案若クハ報告書其他ニ就キ內議ヲ要スル場合ニ於テ會議ノ決ヲ採リ之ヲ開ク

ヘシ

第三十七條 小會議ノ議長ハ副議長ヲ以テ之ニ充ツ若副議長缺席ノトキハ議員中ヨリ假議長ヲ互選ス

ヘシ

第三十八條 小會議ハ本則ニ從フコトヲ要セスト雖モ總テ議事ヲ妨クルノ舉動ヲ爲スコトヲ得ス

第三十九條 小會議ハ議員三分ノ一ニ充サルトキハ議事ヲ開クヘカラス

第四十條 小會議ノ可否ハ比較多數ヲ以テ決スヘシ

第六章 委員

第四十一條 議案修正案ノ查理其他會中ニ起リタル事件ヲ執行又ハ第二十條後段ノ場合ニ遭遇シ更ニ

修正案ノ起草ヲ要スルトキニ於テ議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ建議ニ依リ委員ヲ選定セント欲

スルトキハ會議ノ決ヲ採ルヘシ

第四十二條 委員ハ議員中ニ於テ議長之ヲ命シ又ハ議員ヲシテ之ヲ選舉セシムヘシ但奇數ヲ以テ之ヲ

定ム

第四十三條 委員ハ其附托セラレタル前案ヲ取捨シ或ハ之ヲ改竄スルヲ得而レテ議案ノ外會中ニ起

リタル事件ニ付テハ會議ノ意旨ヲ變更スルコトヲ得スト雖モ之ヲ實施スル手續等總テ委員會ノ意見

ハ比較多數ニ依テ之ヲ決シ其理由ヲ録シテ之ヲ議長ニ報告スヘシ但第十五條但書ノ場合ニ於テハ條
 節ヲ轉置シ字句ヲ修飾シ缺條ヲ補足スルヲ得ルト雖モ其議決セル條項ノ意義ヲ變更スルコトヲ得ス

第四十四條 修正說ヲ提出シタル者ハ委員會中ニ列シ其主旨ヲ辨明スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第四十二條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第四十一條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第四十條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第三十九條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第三十八條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第三十七條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第三十六條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第三十五條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第三十四條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第三十三條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第三十二條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第三十一條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第三十條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第二十九條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第二十八條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第二十七條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第二十六條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第二十五條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第二十四條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第二十三條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第二十二條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第二十一條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第二十條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第十九條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第十八條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第十七條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第十六條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第十五條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第十四條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第十三條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第十二條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第十一條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第十條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス

第九條 委員ニ對シテハ委員會中ニ列シ其職務ヲ履行スルコトヲ得但可否ノ數ニ入ラス